

# 第19回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成31年3月26日（火）16:00～16:55

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員等） 小宮山会長、北地委員、五島委員、野村委員、服部委員、程委員、宮本委員  
工藤専門委員、白井専門委員、曾根原専門委員、経沢専門委員

（御欠席： 飯盛委員、萩原委員、牧野委員、小河専門委員、栗林専門委員）

（内閣府等） 幸田内閣府審議官、田和政策統括官（経済社会システム担当）、  
前田休眠預金等活用担当室室長、松下休眠預金等活用担当室参事官

（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）

二宮理事長、柴田事務局長、鈴木事務局次長

4. 議事：

（1）日本民間公益活動連携機構の事業計画（案）等について

5. 議事概要：

○前田休眠預金等活用担当室室長 それでは、定刻となりましたので、第19回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いではございますが、会議の内容等について会議中にSNS等での発信は、お控えいただきますようお願いいたします。

本日の議題は、「日本民間公益活動連携機構の事業計画（案）等について」でございます。本日も日本民間公益活動連携機構より二宮理事長に御出席いただいております。

報道関係者の方は、ここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○前田休眠預金等活用担当室室長 それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 日本民間公益活動連携機構の事業計画（案）等につきまして、日本民間公益活動連携機構より前回から変更があった点を中心に御説明いただき、その後、意見交換をしたいと思います。

それでは、お願いします。

○二宮理事長 二宮でございます。

本日は年度末の本当に大変お忙しいときに審議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

前回の審議会にて御指摘をいただきました事項を初め、その後、議連の総会がございまして、そこで出た意見等を含め、この2019年度事業計画案・収支予算案を修正いたしました点がございます。本件につきまして本日は御説明申し上げたいと思います。

説明は事務局長の柴田より行います。どうぞよろしく申し上げます。

○柴田事務局長 お手元の資料1「2019年度事業計画案・収支予算案のポイント」に沿って説明を申し上げたいと思います。

1枚めくっていただきたいと思います。3ページをごらんいただきますが、赤い字で書いてあるところが前回と変わったところでございます。

まず国、地方公共団体から補助金・貸付金を受けていない事業の選定としてございます。これは受けているときはだめだということなのですが、前は補助金・貸付金ではなくて、国、地方公共団体から支援を受けていないとなっていたのですけれども、補助金とか貸付金に限定をしたということでございます。

その次の括弧でございますけれども、ほかの助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について資金分配団体または実行団体として助成等を受けることは可能とする。ここまでは変わっていないのですけれども、※をごらんいただきます。ちょっと字が小さございますが、既存の助成団体が資金分配団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に当該財団の他の助成事業の財源に活用されると想定されるなど、その財団への単なる財政支援に該当する場合は選定しない。もしかしたら回りくどい書き方かもしれませんが、今までその助成財団がやっていた助成について、その財源の肩がわりになるような場合は適当ではないのではないかとということで、こういう場合には選定をしない。これは議員連盟での議論を踏まえて、このような文言を加えたということでございます。

その下の審査の着眼点でございますけれども、下のほうでございますが、下から2つ目でございます。休眠預金に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、事業費に対する助成額の割合（補助率）を設定する。事業費の20%以上は自己資金または民間からの資金を確保する。今までは10%というふうにしていましたけれども、議員連盟でいろいろ議論がありまして、自己財源を半分ぐらい用意するのが本当ではないかという話とか、あるいは7割がいいのではないかという話もありました。私どもはそれだとなかなか現場のNPOの皆さんも、それならやってみようかという気にもなかなかならないのではないかとということもありまして、ほかの助成財団との補助割合なんかも見てみますと、10割補助のところもあれば、8割ぐらいのところもありますので、その辺を見てここは原則8割としております。ただ、ただし書きをごらんいただきますと、財務状況や緊急性のある場合などで希望する団体には特例的にその理由の明示を求め、自己負担率を減じることとする。これは例えば10とか、場合によってはゼロになることもあるかもしれないということでございます。

ただ、複数年度の事業におきましては、助成終了後の事業継続を見据えて、事業の最終年度には補助率を原則に戻すこととする。20%にするということで、休眠預金に係る資金に依存した団体を生まないためにどうしたらいいかということをいろいろ議論されまして、このように改めたところでございます。

次は4ページをごらんいただきたいと思います。前回、御質問もいただきましたけれども、下のほうの民間公益活動促進業務に必要な経費につきまして、2019年が約5000万、2019

年度が6億9000万ということでありますけれども、これの内訳を今回記載させていただきました。それと同時に内訳の中で通年必要となる主な経費と初年度固有となる主な経費に分けました。通年必要となる主な経費3億5000万、それから、初年度固有となる主な経費については3億2000万ということで、このようにお示しをさせていただきました。

5ページは優先的に解決すべき社会の諸課題ということで、前回①～③のそれぞれの分野において私どもが社会の諸課題、こうではないかということをお示ししましたけれども、その中で経済的に困窮する家庭の子供の支援というふうにしておりましたが、子供さんの場合には家庭内にいろいろな問題を抱えている。最近、虐待みたいな話もかなり出ておりますけれども、そういうこともありますので、経済的困窮など家庭内に問題を抱える子供の支援として、そのような問題もはっきりカバーするというところをお示したわけでございます。これも議員連盟からの御指摘によってこのように直しました。

6ページでございますが、これは前回の資料にはありませんでしたけれども、議員連盟の中で社会の諸課題と5つの助成事業の関係、1対1に対応するののかという話もありましたので、そうではなくて、これらの課題についてはいろいろな方策、5つの助成事業、こういう方策によって解決していくんですよということの趣旨を明らかにするために、このような図をつくったわけでございます。

10ページ、災害支援事業でございます。災害支援事業につきましては、この席でも以前、申請した後のヒアリングのときでございますけれども、行政がやる部分もあるし、その辺の線引きは大丈夫なのかというお話もありました。ここでは防災・減災とか緊急災害支援あるいは災害復旧支援、こういうものについては今は行政のみならず、自助あるいは共助の重要性というのが言われている。これは平成25年の災害対策基本法の改正でもそのようなことが書かれているわけでございます。地区では地区の防災計画をつくる際には、自助・共助ということも考えながらやっていきたいと思いますというふうになっておりますので、その辺、この災害支援事業の対象はNPOによる取り組み、あるいはNPOなどの各種団体の活動を対象にするんだということを明らかにしたということでございます。

次に11ページでございます。11ページは前回資料の11ページを改変いたしました。まず基盤強化支援事業につきましては、前回こちらでも説明申し上げましたけれども、議員連盟ではこのような提案というのは唐突なのではないかという話もいただきました。そういう意味では、我々も申請の段階ではこのようなものはまだ重きを置いてやっていなかったわけですが、その後のいろいろな団体との接触の中で、こういうことが必要だろうということで提案をさせていただいたということでございます。

前の資料の11ページですと、助成金による支援メニューとJANPIAが実施主体となるメニューの違いがわかりにくいということもありましたので、それをわかるようにしたということで、内容的に大きく書いてはいませんけれども、大きな部分として1つだけ申し上げたいと思いますが、議員連盟ではまず休眠預金を人件費に充てることについては、慎重の上にも慎重にすべきだという意見を強くおっしゃる方がいらっしゃいました。特に人件費

の部分でありますけれども、人件費を助成するという事柄なのですが、その助成したお金が本当に生きるのか。どうやって確かめるんだという話もございまして、このところは伴走支援を何とかしっかりやっていくということの大事さについては、みんな異論はありませんけれども、その手法として人件費まで見るのかということについては、いろいろまだ議論が残っているということでございまして、左側の箱の赤字のところのなお書きをごらんいただきますと、人件費の取り扱いについては詳細な検討を進めて、できる限り早期に結論を得る。人件費についてはこういうことで、さらに検討することになったのですが、それ以外の採用経費（人材公募広告費）とか、プログラムオフィサーの人材育成費用（研修受講費等）、伴走支援に係る費用（出張費、研修実施費用等の活動費）、こういうものはいいよと。だけれども、人件費についてはさらに検討をしましょうということになっている。私どもはできるだけ早期に結論を得たいと思っておりますが、このような形になってございました。

右側を見ていただきますと、研修は下のほうですが、JANPIA主催の研修プログラムを早期に構築して、プログラムオフィサー育成基盤を整備するというふうにしておりますけれども、加えて関係団体でいろいろな研修に取り組んでおられるところにつきましては、このプログラムオフィサーの研修というのも一緒にやっていけないかということで、連携の道を探っていきたいと思っております。

12ページは、助成額の15%については管理的経費に充てることできるというふうに前回申し上げましたけれども、ただ、基盤強化支援事業、先ほど申し上げた前ページの事業でございまして、これの費用と対象経費とダブったりすると困りますので、基盤強化支援事業の対象経費は除いて、それはそれで助成をしますけれども、それを除いて助成額の最大15%を管理的経費に充てることを可能とするという形にしております。

それ以外は特に前回からの変更はございません。

変更点は以上でございます。

○小宮山会長 どうぞ。

○前田休眠預金等活用担当室長 若干補足させていただきます。

今しがた、柴田理事から御言及がございましたけれども、資料1の11ページ（5）基盤強化支援事業でございまして、プログラムオフィサーの人件費の取り扱い、先ほど御説明があったとおり、赤字の※の部分のなお書きのところでございますが、まさに対象とすべきかどうか。すべきとした場合、どのような方法が望ましいか等々、審議会での議論も参考にしたいという意見が議連の議員からもございました。そういったこともありますので、皆様方にいろいろ御意見いただきたいと考えておる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、補足でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ただいま補足あるいは修正した案をお示しいただきましたので、これから委員の皆様へ御意見、御質疑いただきたいと思っております。例によって御発言のある方は立てていただき

と思います。

それでは、北地委員、お願いします。

○北地委員 ありがとうございます。いろいろ御配慮いただきまして、もう一度拝見させていただきます。

人件費のことはまた後ほど出てくると思いますけれども、先に1つお伺いしたいのが、現場の団体というのは1つの団体として完結することをお考えなのでしょうか。といいますのは、事業会社も営利で行う以外にフィランソロピーなんかをやっているところと現場の団体が組んでLLPとか組合とかをつくって、社会活動を一緒に行う場合がございます。また、そういうことは私は非常にレバレッジが効いて効率が高いと思っておりますが、ここはいかがでしょうか。

○鈴木事務局次長 民間公益活動における実行団体に関してですよね。おっしゃるとおりです。非営利組織だけではなくて、企業等も含めた形のおっしゃる内容のコレクティブ・インパクトを推進するというようなところをぜひ目指していただきたいなと思っております。

○北地委員 ですから複数の団体が組合をつくるということもいいですね。特に最近、アポ電強盗みたいにIoT化を社会的弱者の方にやる場合には、どうしても在庫関係のコストが先行してしまいますので、活動とそういうコストを分けたほうが20%はできるなと思っております。

○小宮山会長 ほかにございせんか。なければ終わってしまいますが。では、経沢さん、どうぞ。

○経沢専門委員 趣旨と違う話ですと恐縮なのですが、実は私、今、育児支援をやっていて、東京都が待機児童になった場合に、ベビーシッターを1時間に250円で使えるという非常にすごくいいシステムを東京都のほうは今回、予算を通っていただいています。何が言いたいかというこの事業に関してテクノロジーの活用を徹底するということが重要だと思っております。結局なかなか認知が広がらないとか、あと子供がいるのに説明会にわざわざ行かなくてはいけないなど問題点が多々あります。この間、三つ子の事件もありましたけれども、お母様が虐待して殺してしまったというので有罪判決になった事件があったかと思うのですが、困っている方って情報を収集したり、実際に例えば弱者の方とか、体が不自由とか、状況的に外出がままならないとか、お子さんがいるから移動が難しいという状況に追い込まれることが多いと思うので、スマホで手続が完結するとか、そういったことは非常に重要だと思っております。

今いろいろベビーシッターの利用も、派遣型の新規利用者というのは余り伸びていないのですが、テクノロジーで完結する方のネットマッチングのサービスのユーザーはすごく増えていて、なので時代に合ったやり方、どうしても皆さん書類での手続きが多いので、できるだけスマホで完結するようなテクノロジーを入れていくということをやっていると、幅広くいろいろな方に広まるのかなと考えています。

○小宮山会長 今の件は大変重要な点だと思います。

○鈴木事務局次長 おっしゃるとおり、できるだけICT、テクノロジーを活用したプログラムづくりを進めたいと思っています。審査の点でも包括的支援プログラムを審査するに当たりましては、革新性、先進性、ICTの活用なども重視しております。

○経沢専門委員 逆にシステム運用費は安いなと思ったのです。もっと開発にかかるかなと思いました。

○小宮山会長 国や自治体は非常に遅れておりますので、ぜひ先進的にやっていただければと思います。

ほかにいかがですか。服部さん、どうぞ。

○服部委員 プログラムオフィサーのところが出ていましたので、ちょっとわかりにくかったので改めてなのですけれども、実際にプログラムオフィサーが伴走する時間とかありますね。その部分というのは当然費用がかかってきますね。それ以外の人件費という言い方は何を指しておっしゃっているのか。完全に雇用の部分としての人件費とおっしゃっているのか、当然、伴走するいろいろな時間帯がかかってきますから、それ相応の事業費に含まれる人件費だと思うのですが、どの部分について御検討されているのかというのをいま一度、教えていただけませんか。

○柴田事務局長 多少乱暴というか、線引きがなかなか難しいところがあるかもしれませんが、大雑把に言うとプログラムオフィサーを採用して、そしてそこで居ついてもらうという意味では、ある意味で給料に近いものをイメージとしては考えております。

○服部委員 もしそれを出さないというのがどういう意味なのか、逆にわからないのですけれども、それを出さなかったらどの部分を、交通費だけ出すという、どういう意味なのかですね。

○柴田事務局長 私が答弁するのがいいかどうかというのがありますが、聞いていて私はもしかしたら理解が間違っているかも知れませんが、人件費そのもの、それは結局、休眠預金を使ってプログラムオフィサーの生活の足しと言ったら変ですけれども、糧にするということについて、本当にそれでいいのだろうか。人件費はどうやってするかといったら自分たち、要するに団体が自分で確保してくださいということが前提になると思いますけれども、だめだというときはですね。理由が私も必ずしもよく理解できていないかも知れませんが、やはり休眠預金を人件費に回すには慎重な上にも慎重にやるべきだという話があります。

そもそも物の正確論からそういうふうにおっしゃっているのかもかもしれませんし、もう一つは、先ほど申し上げましたように人件費を使って確保した、その方をこれから研修とかいろいろなことをするわけですが、本当にプログラムオフィサーとしての仕事の成果、プログラムオフィサーとしての持つべき資質というものがきちんと確保できるのか。それをどうやって確認するんだというところもあって、そのような議論がいろいろ交錯していました。どれか一つかどうかわかりませんが、そのような議論が出ておりました。

○服部委員 NPOの世界では、常に人件費をどうするんだというのは出てまいります。そのようにどうやってわかるんだ、何年後かわからないというのは踏まえた上で、今の潮流としては人件費についても議論をした上でお出しするのが妥当ではないかという議論は、NPOの世界にはあるというふうに。

○小宮山会長 今、苦労されているのは、うまく使われているかどうかをどう評価するかなのでしょう。そこに何か知恵はあるのですか。

○服部委員 それは結局は伴走するという事ですから、相手方が事業を推進していけているのであれば、それは人件費といえましょうか、伴走していただいたということですから、評価することができるのであって、御自身を判断するというのではなくて、その人が支援する団体側を見て判断するというのが妥当ではないのかなという意味では、資金分配団体によると思うのですが、力のあるところはもちろん雇用ということを御自身でと思えますけれども、これまで議論が出てきたのは地方のあまたのところ、そういった人材が要るのかどうか、そこをしっかりと見ていこうというのがここでの御議論であったと思っていますので、その辺をすみ分けて御検討いただけるといいのではないかと思います。

○小宮山会長 そうですね。これらの詳細な検討を進め、できる限り早期に結論を得ることの中身だと思っていますので、多分もう既にいろいろお考えになっていると思いますけれども、御参考になるような知見をお持ちでしたら、ここでインプットしていただくのがよろしいのではないかと思います。

野村さんは同じ件ですか。どうぞ。

○野村委員 私もどうしてもプログラムオフィサーの育成のところでの人件費がやや気になりまして、考え方としては、まず国民の皆さんがプログラムオフィサーというのがどんなに重要なのかというのがまだわかっていないところがあるのだと思うのです。これがいなければ、結局のところは全ての課題解決に至らないんだということを、まずもう少し丁寧に情報発信していくことが大前提ではないのかなと思います。

それから、ではこれに該当する人が今、日本の国の中にたくさんいるのかというと、そうではありませんので、これからその方々をいわば人材としてプールしていかなければいけないという状況にあることも理解しなければいけないと思います。もう既にたくさんいるのであれば、お金の提供の仕方、支援の仕方が今、服部さんからお話があったように、実際に伴走したことに対する具体的な対価としてお支払いすることはできるとは思いますが、育成プロセスの中ではいきなりそれをやらしてもらわなければならないので、ある一定期間、研修なり、あるいはトレーニングなり、そういったような形で直接的な効果が出ない状況の中でも、この業務に携わっていただく方をある程度確保しなければいけないということではないかと思います。

そういう意味では、例えば私どものほうで卑近な例で言いますと、司法修習期間というものがございます、司法修習期間というのは給料をもらって勉強をするのです。その期間に人材として育った上で、その後はそれぞれの人たちが自分で業務を行った対価をもら

っていくというプロセスがあるので、少し段階的に人も見て、これから育てる人たちに対して一定期間、ちゃんとした研修プログラムを組んで、それをきちんと履行する間には、ある程度生活を支えるような形の、これは固定給的なものなのかもしれませんが、一定の支援をした上で、その方がまさにプログラムオフィサーとして育った後については、具体的に伴走活動を行い、そして、その伴走活動が社会に貢献することに対して資金が提供されていくという形に育っていくようなプログラムを考えていただくのがいいのではないかと。個人的な意見ですけれども。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今の件に関係するならどうぞ。曾根原さんは違う件ですね。それでは、宮本さん。

○宮本委員 プログラムオフィサーの件費の件とかかわるのかどうなのかがよくまだ十分に理解ができないのですが、12ページの本文の2～3行目のところに助成額の最大15%で今日赤字がついておりまして、この場合に人件費を対象とする場合だと人件費水準を公表することと書いてあるのですが、今の話を聞いても感じることですけれども、現場の実際の活動をしている人にとって、特に対人サービスが非常に多いということからすれば、人件費がなくてはこの活動は成り立たないような、そういうタイプのものが非常に多い中で、人件費水準をどのくらいに想定しているのかということなのです。

この15%という数字が出てきた根拠というのは、どういうところから出てきているのか。その場合に特に伺いたいのは、人件費の水準をどのくらいと想定したのかということなのですが、休眠預金の資金を人件費に充当することに問題があるというようなお話ですが、指定活用団体はそれを全て人件費として使うわけですから、その水準と資金分配団体の水準と民間公益活動の水準と、そのあたり全体としてどういう想定をされて、こういう人件費に充当することに懸念があるという御議論になっているのか、そのあたりを伺いたいです。

○柴田事務局長 まず15%の根拠につきましては12ページの下のほうにありますけれども、何%にするかというのはいろいろな考え方があると思うのですが、私ども最初でもありませんからいろいろ例を調べてみまして、官公庁の委託業務経費では大体15%ぐらいを管理的経費として認めていることもありますので、まずここからスタートしようかという話でございませぬ。

それから、どのくらいの人件費水準を想定しているのかというのは、想定しているかと言われれば具体的なものはありません。ありませんけれども、実態としていろいろ調べてみますと、本当に300万とかかなり低い水準でいろいろと頑張っておられるという状況は、全体の一部かもしれませんが、我々も承知しているところでございます。

それから、休眠預金を人件費で使う云々ということについては、私どもは内閣府が決めた基本方針の中には、そういうことも書いてあったと認識しております。この基本方針自体はこの審議会でも多分オーケーいただいたものだろうと思っておりますので、私どもは



物の性格として回すことができないということにはなっていないのではないかと私は理解していました。間違ったのかもしれませんが、私はそういうふうに理解をしておりました。

宮本先生の御質問に全部答えていないかもしれませんが、とりあえず私のほうからは以上でございます。

○宮本委員 私自身も回すことが妥当だと思っているわけで、その回し方に躊躇があって、私も十分に理解しないで申し上げるようではありますけれども、実際の現場で人件費200～300万で回している。その基準でこれをやるとすると、一向にこういう活動のレベルが上がらないと思っているので、そういう意味で言って15%の基準が200～300万円を想定して計算されているのですかというお話です。

○小宮山会長 それは不合理であると思うという御意見ですので、御検討いただきたいと思います。

北地さん、どうぞ。

○北地委員 災害は一例としてお出しするだけで、災害のみに限定して考えているわけではありませんが、寄附文化が発達していると思われている米国ですら、災害が起きないとなかなか災害系のNPOは継続的に人を雇用できない、人を維持できないということがございます。

私は25年前の阪神大震災のときに、東北は津波でやられたのですが、建物の倒壊とか町が壊滅のときにはリーダーがいかにか力を発揮したかというところで、その町の立ち直りなり救出状況をよく見させていただきました。災害というのは待っていて起こるわけではなくて、いつ来るかわからないですから、訓練が必要です。その訓練もコストがどんどん高くなっておりまして、地域は特に高齢者であるとか消防団などが徐々に力が弱くなっていますので、ここはぜひ人の部分を強靱化しなければいけないと思っております。

業務規程（案）の19条以降に、何かあった場合には分配団体を通じてですが、阻止なり返還なりということも定めておられますし、どういう人をどういうふうに育成するかというようなプログラムをきちんとしていけば、分配団体とそこの意思疎通をはっきりさせていただければ、私はこれは積極的に遂行していただいているのではないかと思っております。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

では、程委員。

○程委員 結構議論になっていますけれども、基本的にこの委員会ではこういう仕組みを導入するのが柱の一つだったので、ぜひ何とかしていただきたいなと思いますけれども、議連の中でいろいろな議論があって、議員さんの中ではそういうものに非常に慎重な方がいらっしゃるかと推察しますので、その意図は全部私はわからないので、その辺の議論をするというよりは、ではうまくこれを広報的にわかってもらうとか、可視化するだとか、

いろいろな仕組みをしっかりと導入していくことが大事だと思うのです。

例えばJANPIAさんがこれからいろいろな研修プログラムをつくりますので、必ず指定活用団体の人件費をとる方は、あるレベルの前もったトレーニングを受けないといけないとか、または実際に給与として支給されるにはいろいろなツールを渡すべきだと思うのです。こういう計画でちゃんと時間管理をやっている。私は弁護士ではないですけども、会計士事務所なんかだと15分単位で自分は何の仕事をやったかというのをきっちりやって、それを例えば2週間おきに複数の人にレビューしてもらって行く。それとかツール立てとしては評価、実際に伴走した人たちがそのプロジェクトを評価する仕組み、あと、知の構造化という話が少しありましたが、ラップアップしてこの人がどういうことを学んで、それを横展開するのはどういうことでできるのか。そういうしっかりした仕組みをつくっていかないと、なかなか不信感がぬぐえないので、そこはしっかりと設計されていったらいかがかなと思います。余りがちがちにしたくないという気持ちもあるのですけれども、このプログラムが1回目で頓挫しないように、それは逆にしっかりと、かつ、このプログラムで給与をいただく方は、それだけの志を持っていただいてやる人を選んでいくしかないかなと思います。

以上です。

○小宮山会長 野村さん、どうぞ。

○野村委員 ちなみに弁護士である私も、ICTを使って毎日時間を15分どころか1分単位で入力しておりますので、それはどうぞ御活用いただければと思いますが、基本的にはルールづくり方なのですけれども、きちんと費目を細かく細かく決めて、その枠組みに当てはまるように行動しなさいというルールづくり方もあるのですが、この種の人件費等についてそういうルールをつくりますと、結局のところは費目をうまく融通したりとか、あるいは余計に作業が増えて、ただただ領収書の山を積み上げていくような、余り意味のない活動に時間を割いてしまうことになると思うのです。それぐらいであればむしろ伴走支援の力量を高めるところにマンパワーなり時間を使っていただいたほうが良いと思います。

そのようなときのルールづくり方は、ディスクローズをしっかりと、要するに見える化という透明性を高めることによって事後的に検証を受けたり、あるいは社会的批判を受けるといった形の仕組みをつくるのが最も合理的で、余り行動を縛るような形のルールにならないようにぜひしていただければと思います。

○小宮山会長 五島さん、どうぞ。

○五島委員 企業の場合、事業をやっていくには人というのは非常に重要で、しかも、その人の能力が上がっていかないといけないというのは当たり前の話だと思っています。そういう意味では、こういったところにお金を使うというのは認められるべきではないかと思っています。ただし、その人が本当に育っているのか、能力が上がってきているのかということについては、ある程度、周りの人に、あるいは国民にわかるようにしてもらえればと思います。

一つはプログラムオフィサーに求められる能力はどのようなものなんだというのが、明確にされるべきだと思うし、そういった人が育っているかというのは、これは私の会社の場合ですが、スキルの認定制度であったり、資格の取得であったり、あるいはその人の評価などが客観的に見れば、そこは理解できるものと思います。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

この問題は、程さんもおっしゃったけれども、我々は肝の一つだと考えております。もちろんいろいろな問題をお考えの上、リスクもお考えの上、ルールをつくっていただければと思います。それはお得意なはずで、応募していただいたとっておりますので、逃げることなくいいルールを早期におつくりいただきたいとお願いしたいと思います。

それでは、次のほかの問題に移りたいと思いますが、曾根原さん、どうぞ。

○曾根原専門委員 まず自分自身の理解が正しいかどうかということも含めて質問をさせていただきます。

説明いただいた3ページになりますけれども、3ページの中で資金分配団体・実行団体の選考プロセスという見出しで書かれているところですが、その右側が選考のプロセスとか選考の配慮事項とか着眼点などが書いてありますけれども、ここに書かれていることは全て資金分配団体と実行団体両方を選考する場合のプロセスと考えてまずはよろしいでしょうか。

○柴田事務局長 はい。

○曾根原専門委員 わかりました。その確認をした上で次の質問をさせていただきます。同じ3ページの中に先ほど説明もありましたが、右の下から6行目のところに事業費の20%以上は自己資金または民間からの資金を確保と書いてございますけれども、具体的な質問をさせていただきますと、例えば7ページ以降、草の根活動支援とか、新規企画支援事業の事業規模の想定が書いてございますが、例えば資金分配団体に1億円の助成をする場合、この20%原則を適用させますと自己資金を2000万円ということになりますね。一方で同じ草の根活動支援の民間公益団体の実行団体、最大規模だと2000万と書いてありますが、最大規模2000万円の助成を得る事業を行うに当たっては、自己資金とすると20%ということだと400万になるわけですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

○柴田事務局長 結構です。

○曾根原専門委員 もう一つ続けて質問をさせていただきます。この自己資金の位置づけなのですけれども、2つの捉え方できるのではないかと思って、例えばある財政規模を持った団体があって、その財政規模が自己資金なり事業収入としての自己資金があるではないですか。その部分が20%に適合すればオーケーなのか、それとも特定のこの事業を行うに当たって、単独目的のためにその事業資金として確保する。こういう意味での20%なのか、どちらかということについて教えていただければと思います。お願いします。

○柴田事務局長 私の理解がもしかして間違っていたらおっしゃってください。その団体

が自己資金を持っている。休眠預金を受け入れるときに例えば8受け入れた。そうしたら2は自分のところから、ほかからでもいいのですけれども、確保してもらうということです。そういう答えでよろしいですか。

○小宮山会長 曾根原さんがおっしゃった後者ということですね。

○曾根原専門委員 そうすると、休眠預金を活用する対象の事業の単独目的のために、自己資金を確保するという意味での20%という理解でよろしいですね。

○柴田事務局長 はい、そうです。

○曾根原専門委員 その上で意見なのですけれども、私は余り審議会にも出席できなくて、ちゃんとした理解ができなかったかもしれないですが、何となく敷居が高くなっているような気がしています。特に草の根活動支援という分野において20%基準というのは、全国の団体の財政規模などから考えると、応募してくる団体はかなり限定した団体になってしまう結果をもたらすのではないかと感じるころがありますので、この辺は柔軟に考えていただいたほうがいいのではないかと印象を持ちました。

○小宮山会長 それが少し原則を弱める規定が入っているというところですか。

○柴田事務局長 会長のおっしゃるとおりです。

○小宮山会長 工藤さん、どうぞ。

○工藤専門委員 今の曾根原専門委員とほぼ同じところなのですが、1つは行政は一般的な助成金を受けるときに、そもそも人件費幾ら、事業費幾らというふうに積算することが多いので、ここで言う事業費と人件費が分かれているかどうかということが恐らく確認されてくると思いますので、先ほどの人件費の議論ではなくて、この事業費の中に一般的には人件費は別で立てることが多いので、もしその上でこれは別のものなんだと、人件費はとっていいのだけれども、それ以外の事業費の20%自己負担ということではなく、もし事業費の中に人件費も含まれていて、その20%を自己負担しなさいというのは、民間団体はそういう積算をしているので、誤解が生じないような形にしたほうがいいと思います。それが1つ。

2つ目に20%、議連で議論があった理由はわかるのですけれども、個人的には反対をしまして、1つは草の根からソーシャルビジネスまで、余りにも内容が違うところを一律20%で組むというのは運用が難しくなるのではないかとというのが一つ。

2つ目に、休眠預金のもともとの中で申請だけではなく発掘をしていくんだという話があったと思いますが、発掘をしていくに当たって20%を拠出してください。あなた方の事業はいい事業ですとなりますと、もしかすると発掘してやっていただいた結果、その団体を潰してしまうリスクとかもあるかもしれないという意味では、一律に縛ってしまうと発掘はやりづらくなるかなと。

3つ目に、下から2行目で事業継続を見据えてとあって、持続性は大事なのですけれども、特に12ページ、ソーシャルビジネスだと出口戦略という言葉が一番右の項目にあります。3年間で形をつくって、例えば行政なり政府にエグジットするということを初めか

ら担う場合に、事業継続をそもそも見据えないということもあり得ると思うのです。その意味で事業継続を前提としていない事業もありますので、その意味で20%もしくは自己負担がゼロであったほうが良いと思っていないのですが、ゼロの場合と20の場合は当然往々にしてありますので、これで見ますとあくまで20%でないのは特例だという話になってしまうよりは、20%を前提としながらも特例ではなく、事業内容や状況によりゼロから幾つまでを弾力的に資金分配団体が運用するというような書き方によって自由度を少し高めておいたほうが、休眠預金のもともとの活用に資することになるのではないかと思います。

○小宮山会長 ぜひお考えいただいて反映していただくかどうか、お考えいただきたいと思います。今、お答えありますか。

○柴田事務局長 わかりました。

○小宮山会長 お願いします。

白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 今の曾根原さん、工藤さんの御意見とてもよくわかります。絞られ過ぎてしまって、応募できる団体が逆に少なくなってしまうのではないかという印象がありまして、その工夫はお願いできればと思います。

御質問というよりはお願いなのですが、4ページのほう、必要経費の内訳をお願いしますということで前回お願いしました。ありがとうございました。見させていただいて、前回もお話がありましたけれども、やはりソーシャルセクターと大企業の感覚の差というのは正直、感じた部分がありました。悲しくなってしまったというか、低所得で頑張っているNPOはまだ全然少数ではございませんので、その中でこれだけのものを使われるんだというようなことは、結構大きいのしかかった部分がありました。

でもやはり現場でやっている団体は、本業の支援のほうにできるだけの資金を回せるようにということで、固定費を10%とか15%とか、爪に火をともしような感じで、必死のパッチで努力して削っている部分がありますので、その部分、御理解いただいても歩めたらなという部分と、せっかくそれを使っていただくので、本当にソーシャルセクター全体の底上げのために資することをぜひお願いしたい。さっき宮本先生おっしゃった人件費の水準を上げていかなければいけないという部分もそうですし、システムを構築するのに2.8億円使って結局、書類仕事をいっぱいしなければいけないというのでは意味がないので、本当にITを使って事務の工数を下げていただいてというようなことだったりを本気でやっていただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○小宮山会長 前例がないことをやろうとしているわけです。NPOはもちろんたくさんあるわけですが、こういう形で支援していくのは初めてで実験的な部分もあります。その辺のことをおっしゃっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そろそろ終わろうと思ったのだけれども。

○北地委員 今のことに関して、最初にヒアリングさせていただいたときに、5年間の間に、促進業務に必要な経費というのはそれほど上がっていらっしやらないけれども、事業

規模としては大きくなるということにさせていただいたので、これがどんどん大きくなるということではないと理解しております。ただ、今日書類の中には入っておりません。

○小宮山会長 ほかはよろしいですか。どうぞ。

○服部委員 1点だけ。事務所のことなのですけれども、いろいろな団体さんのお話を聞いた中で、結構なお金を使って事務所を設置されるわけですが、開かれた事務所になるという御提案をされた団体があったと思います。全国から資金分配団体さんもやってくるでしょうから、その辺、御留意されて何かすばらしい囲まれたものではなくて、開かれた事務所になるように、そういう言及はなかったのですけれども、工夫をしていただければと思います。

○柴田事務局長 そのつもりで用意をしています。余り立派な事務所というよりは、みんなが集まりやすい事務所にしようということで考えております。集まりのスペースなんかも多少確保するなりしておりますので。

○小宮山会長 ほかに何かありませんか。本当によろしいですか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、逆に二宮さんから御発言ありますか。

○二宮理事長 本日も大変さまざまな御意見、御示唆をいただきましてありがとうございました。審議会におけるこれまでの長時間にわたる論議、その結果を我々漏らさずに生かすようにしっかりと努めたいと思いますし、この制度を適正に運営して効果を発揮するための核でもあるところのプログラムオフィサーの育成と、人件費のかかわりということをししっかりと位置づけていきたいと思います。

また、人件費を上げていくというお話なのですけれども、これは私ども損保グループ、介護分野に進出をいたしまして、この1つの目的がやはりあの分野の方々の人件費を上げていかなければいけない。それをするためには新しい先端技術を活用したり、行政とうまく組み合わせをしたりということで、人件費を上げることが非常に日本の課題となっている分野で働く人たちのためにやっていかなければいけないということは、我々も重々承知しております。その点を忘れることなくしっかりとやってまいりたいと思います。

今後ともさまざまな局面でまた御示唆、御助言を賜ればありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○小宮山会長 ありがとうございます。

1つお願いしたいのは、先ほど実験ということを申し上げましたが、世界で実験がいろいろされているところで、国内の状況を把握しつつ、世界の流れも把握しつつ、我々はそれを知の構造化と呼んでおりますが、前に進んでいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、意見交換をこれで終了したいと思います。事務局からお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 日本民間公益活動連携機構の事業計画等につきましては、今月中に内閣総理大臣の認可を得る必要がございます。したがって、速やかに所要の手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後の審議会の進め方について申し上げます。委員、専門委員の皆様の任期は、4月27日に満了となります。本審議会につきましては、法に基づき民間公益活動促進業務の実施状況を監視することや、基本計画案等に関して意見を伺うことが求められております。審議会の今後の体制につきましては、状況が整い次第、御連絡をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小宮山会長　ということで、私も不慣れな分野で大変勉強になりました。心より感謝したいと思います。皆さんもそうであったとしたらよかったですと思います。どうもありがとうございました。